

名古屋市交通局管理規程第17号

名古屋市交通局会計規程（昭和31年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

第32条第3項中「課長補佐（資産活用）」を「課長補佐（資産活用総括）」に改める。

第35条の見出し中「支払地」の次に「及び支払人」を加え、同条中「区域とする」を「区域とし、支払人は、日本銀行又は第38条第1項により定める金融機関とする」に改める。

第50条を次のように改める。

第50条 削除

第50条の2を削る。

第51条第1号を次のように改める。

- (1) 現金による支払 債権者から領収書を徴し、現金払の表示をした支払伝票（添付された請求書等を含む。）又は請求書兼支払伝票により、出納取扱金融機関をして現金で支払をさせるものとする。

第51条の2の見出し中「及び小切手振出の通知」を削り、同条第1項中「出納取扱金融機関を受取人とする当該支払金相当額の小切手を振り出し、これに現金払、隔地払又は口座振込の表示をして」を「払戻請求書を」に改め、同条第3項を削る。

第55条第1項に次の1号を加える。

- (18) 通信回線使用料及び電話料金（口座引落の方法により支払うものに限る。）

第57条の3第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項に次の3号を加える。

- (6) 円貨両替手数料及び大量硬貨取扱手数料
- (7) 紙通帳利用手数料
- (8) 通信回線使用料及び電話料金（口座引落の方法により支払うものに限る。）

第72条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

別記 名古屋市交通局会計規程様式目次中小切手帳使用簿の項を削り、／預り金・有価証券／預り保証金・預り有価証券／整理簿の項中「第3号、第4号、第5号、第6号」を「第2号、第3号、第4号、第5号」に改める。

様式第58号を次のように改める。

様式第58号 削除

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。